

## 令和 7 年あきる野市農業委員会 8 月総会議事録

令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 1 時 30 分、令和 7 年あきる野市農業委員会 8 月総会は、あきる野市役所本庁舎 5 階、505 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

### 議事日程

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について             |
| 第 2 号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第 3 号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について               |
| 第 4 号議案 | 国有財産の一般競争入札に伴う入札参加資格の審査について           |

開会 午後1時27分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前ですが皆さまお揃いですので、これより令和7年あきる

野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

連日暑い日が続きまして、皆さま農作業、大変苦勞されていることと思います。草だけ元気で他の野菜はみんなくたびれてしまって、うちでも一応作付けはしてあるんですけど、大体のがもうダメになってしまいましたね。それでこれから栗に入るところだと思うんですけど、栗もちょっと乾いているせいか、まだ暑いせいか、いつもならもう茶色がかっている木、まあ早生なんていうのは茶色がかってて、そろそろ、もう25日、今日ぐらいからは毎年落ちているんですけど、昨日見に行ったらまだ全然、しかも実が小さそうです。これから先は栗頼みだったんですけど、ちょっと先が思いやられるということになっています。皆さんもいろいろ暑さや乾きでご苦勞なさっていると思いますけど、体の方も気をつけて。一番の資本ですので、そこだけは気をつけてやっていただきたいと思います。また本日も皆さまのご協力を得まして、スムーズに会議が進みますように、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、8月8日に開催された、あきる野市総合計画審議会に私が出席しました。

19日に開催された、農業会議臨時総会に事務局長が出席しました。22日に開催された、西多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に橋本委員と渡邊委員が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は大福委員と志村委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受52についてですが、本来であれば総会にご出席いただく案件ではございますが、本人の事情により出席は難しいということで、現地調査の際に田中委員、米倉委員、及び事務局の立ち会いのもと、譲受人のお父様に聞き取りをいたしました。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

#### (第1号議案・収受52 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受52について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。8月19日に事務局2名と米倉委員と私の4名で現地を視察いたしました。

地図は5ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地につきましては、西の方は1.5メートルぐらい、手前の方で1メートルほど、道路から低い土地になっております。〇〇〇ー〇は登記簿は宅地になっているのですが、現況は畑、草が生えている畑ということでございます。△△△ー△は地続きで、筆は分かれていますけど、一面の平らな畑ということでございます。当日は譲受人のお父さん、〇〇△△さんと仲介業者である●●●●●さんがおまして、説明を聞きました。〇〇△△さんは当該地のすぐ西側がご自宅で、譲受人の実家でございます。当日はこの〇〇△△さんが居て話をしてくれました。道路沿いには少し花が植えられていて、その下半分ぐらいは草は抜かれておりました。まだ耕作はされていない。その半分から南側は30センチほどの草が生えておりました。今朝ちょっと用事があってここを通ったんですけど、〇〇△△さんが自分で草を取っていました。購入後は譲受人が耕作をするということですが、お父さんも一緒にやると言っておりました。作った作物は自家消費ということでございます。譲受人は●●●●●在住ではありますが、●●●●●ですと十分来れる範囲であって、また実家と地続き、一段下になりますけど、地続きとなりますので、耕作は十分可能であると考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(嶋崎委員) ひとつ、教えていただいて。〇〇〇ー〇ですが、登記簿は宅地になっていて、実際は畑として使っているということですが、実際にこういうのは、農地法上は全て宅地扱いとなるんですかね。

(事務局) 農地法的に登記の地目ではなくて、現況で判断してくださいというのがございますので、今回総会にかけさせていただきました。

(嶋崎委員) 例えば、課税だとか、そういう法規上は。

(事務局) 課税につきましては現況課税で、おそらく畑の課税になっているかと思います。ちょっとそこまではうちの方で確認ができないので、推測にはなるのですが。

(嶋崎委員) その辺はどうなんだろうね。法律上は、登記上はそうになって、実際に畑として使っているんだから、畑だっていうところ？

(事務局) そうですね。農地法の範囲に含めるようになってございます。

(議長) そうなると、かなりありそうですね。そんな所はかなりありそうな感じがしますけど。

(事務局) どうしてこの地目が宅地になってしまったのかと言うのは、大昔、何か建っていたのか・・・

(小澤委員) なんか、五日市の方は多いとか、前に言っていましたよね。

(議長) そうですね。

(田中委員) 私が知っている限りでは、50年ぐらい前は畑です。この〇〇さんの家に若い頃よく仕事で行っていたので。ずっと昔からあそこに家が建っていたということはないです。でも、何で宅地なのかって。

(嶋崎委員) そこら辺なんだよね。でも、登記はきちんと宅地になっている。

(田中委員) 宅地になっている。本人たちもなぜ宅地なのかは、分からないって。

(野崎委員) そもそも、3条案件じゃないんじゃないかっていう気がするんです。

(嶋崎委員) そう、ちょっと違う。

(野崎委員) それで、登記簿上宅地だったら、雑種地扱いで8割ぐらい課税されてるんじゃないですかね。

(議長) うん。そうですね。

(野崎委員) うん。じゃないかなって、思うんですけど。

(議長) それで、そもそも、なんでここへ来たのかなってというのは、ちょっと分からないけど、ここで許可出していいんですかね？

(事務局長) 農地法上は現況主義なので。

(野崎委員) 2筆出てきていることが、どういうあれなのかなって、ちょっと疑問に思っていたんですけど。

(田中委員) 現地は一体となっています。筆は分かれていますけど。

(議長) 他に何かご質問はございますか。これは、ちょっと初めてで。では、あの、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受52について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受57について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

#### (第1号議案・収受57 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受57について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。8月19日に山崎健委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。場所は6ページの地図をご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

現状は圃場全体に少し草が生え始めていましたが、ひと月ぐらい前に刈払機で刈り取りをやっていたと思います。地主の△△さんには弟さんがいらっしやいまして、昨年春までは野菜をここで作っておりました。ですが、昨年末に弟さんが急に亡くなられて、管理が難しくなったんだと思います。この圃場の中央には直径1メートルぐらいの大きなケヤキがあったんですけども、それは今はもう伐採されておりまして、切り株が残っている状態でした。あと、石の多い畑ですので、作付けに関しては切り株や石についてちょっと注意が必要かと思いましたが、譲受人の〇〇さんがブルーベリーを作るということで、その点も問題ないかと思います。〇〇さんなのですが、既にお持ちの畑ではブルーベリーを作っております。この方は●●の●●●●●●●●●●の運営をされている方です。この畑、ブルーベリーも摘み取りでそちらのお客様に提供するのではないかと思います。すみません、あと1点。このエリアの畑なんですけれども、これまでもちょっと指摘させていただいておりますが、畑と道路の境がアスファルトから50センチから1メートルぐらい下がった位置にありますので、今回の畑も垣根みたいな木が植えてあるのですが、ちょうど境界の上ぐらいに垣根が生えておりまして、車がかなり多い

場所ですので、ちょっと車の通行の妨げになるようなこともしばしばありましたので、その点につきましては事務局さんの方からご本人へお伝えいただければと思います。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。この人は元●●●●●●●●を経営していた人ですね。

(田中委員) 去年でしたっけ。農業委員会に、出ましたよね。

(議長) そう、出ました、出ました。では、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受57について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の米倉委員、説明願います。

(米倉委員) はい。8月19日に私と田中委員と事務局2名で現地調査に行っていました。地図はまず7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇〇番はちょうど今、何も植わってなくて、耕運機をかけてきれいにならした状態になっておりました。以前伺った時には多少野菜等が植わっていたのですが、今回はきれいにうなっているだけでしたが、手は入れているという感じでした。直接ご本人には会えていないのですが、時々畑にいるところを見たりはするので、一応問題ないかなと思います。続きまして8ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

△△△番の状況なのですが、そんなに広い所ではないのですが、細かくシソや、フキ、トマト、カボチャ、ニンジン、インゲン、オクラ、ピーマン、ネギ、キュウリ、サトイモ、ホオズキ、落花生、栗が全てきれいに植わってまして、周りに電柵もきちんと設置してあります。少量多品種なのですが、自宅消費だと思われます。きれいに手入れはされているので、ここも特に問題はないのかなと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と米倉委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。先日19日に事務局2名と堀江職務代理と私の4名で現地調査をしてみました。地図は9ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

交差点の南西の角が〇〇委員の自宅となっております。その自宅の周りに5筆の畑があります。まず自宅の隣、畑②ですが、こちらは道付きの部分にパイプハウスがありまして、聞いたところ、今は苗は入っていないのですが苗作りの場所で、当日は農業資材などが端の方に少し置いてある程度でした。残りの南側のほとんどは畑として使われているのですが、こちらはトウモロコシの刈り取った後、うなった後の状況でした。その道の反対、北側の畑③、ここはパイプハウスが縦に2棟ありまして、こちらの方もトウモロコシを片付けた後という形で、これから次の作に向かう準備をしているところだと思われます。畑④は露地ですが、こちらと同じくトウモロコシの作った後で、今は耕耘されてきれいになっています。畑⑤もトウモロコシで、片付け終わって次作の準備がすでに始まっている形です。大きくトウモロコシをやられている方なので、全てトウモロコシの場所です。畑①は西側半分にはパイプハウスが縦にありまして、こちらはアスパラガスを栽培しているところで、東側半分は露地で、そちらもトウモロコシを作った後の片付けがされた状態でした。全てトウモロコシの終わった後ということで、私は納税猶予地の見回りで何度もこちらへお邪魔しているのですが、夏はトウモロコシ、冬はハクサイやブロッコリー、葉物を常にローテーションしてやっているように見えます。何年も同じ状態で使っているのを私の方で確認しています。特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る

農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和7年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。8月19日に事務局2名と長濱委員、計4名で現地確認に行っておりました。地図はまず10ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらは●, ●●●㎡ほどの土地なのですが、ここは1年ほど使われていなかったようで、1メートルほどの草が繁茂しておりましたが、ただ、前年はトウモロコシ等作っていたそうなので、また、〇〇さんはファーマーズセンターの会員でありましたので、体を壊す前にはこまめに出荷もしていたので、この土地は農業に使っていたことは間違いないと思われます。続きまして●●の〇〇〇番〇ですが、11ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇さんの自宅続きの場所で、●, ●●●㎡ほどの屋敷続きの土地です。そこでは現状でもトマト、ネギ、キュウリ等を作った跡がありまして、また、金柑、柚、ビワ、柿などの果樹もありまして、現在でも生産しているようです。〇〇さんは体調を崩すまでは、ファーマーズセンターの会員として、通年通して出荷しておりましたので、間違いなく農業に従事していたと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、収受46について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、国有財産の一般競争入札に伴う入札参加資格の審査について。下記の願出人は農地法施行規則第95条に該当する旨の意見を提出する。令和7年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・収受46 朗読)**

以上でございます。

(議長) こちらの議案についてですが、事務局より補足説明をお願いいたします。

(事務局) 昨年11月にも同様の議案があったのですが、簡単に補足説明をさせていただきます。

今回国有農地の一般競争入札を実施するにあたり、〇〇さんから入札参加申込書の提出がありましたので、〇〇さんが入札に参加する資格があるかどうか、当該農地を取得後はきちんと耕作ができるかどうか、農地法施行規則第95条に該当するという意見書を提出することになっております。その上で農地法第3条第2項の規定に該当しない旨の証明が必要となりますので、

第1号議案と同様に第3条で審議していただいている許可基準を満たしているかどうか、という点でご審議いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) 続きまして、収受46について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。同じく8月19日に事務局2名と米倉委員と私で現地を視察いたしました。

地図は12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇ー〇、△△△ー△、その先に□□□ー□があります。現地につきましては単管パイプで全部囲われていて、国有農地の看板が立っておりまして。現在は手が付けられないので草が生えている状態ではございます。願出人の〇〇さんですが、五日市ファーマーズセンターの出荷部会の会員でもあり、営農部会の花卉部にも所属していたようで、農業に関しましては非常に精力的にやっけていただいている方でございます。ただ●●歳と、高齢ということで、どうなのかなというのもあるんですけども、長男の方も市内に住まわれているということで、その方が手を貸してくれば営農は可能なのではないかと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(小川委員) ちょっと教えてもらいたいんですけど、畑で国有地ということなんだけど、今まではどんな方がどういう風に耕作をされていたのか、教えてもらいたいんです。

(事務局) 直近は未貸し付けなので、誰も耕作していませんでした。

(議長) もう、かなり前から。

(事務局) そうですね。

(議長) 自分が消防の時にここを回っていたんですけど、一番西の所はもう既に当時から杭が打たれていて、中に入れないような状態になっていましたね。

(小川委員) じゃあ、草畑ということ？

(事務局) そうですね。はい。

(小川委員) 大きな雑木とか、そういうのも生えているという状態？

(事務局) 雑木は生えてない。

(田中委員) 木は全然生えてないです。草です。

(小川委員) じゃあ、国できれいにしてるのか。

(事務局) そうです。年に2回ぐらいは国で草刈りをしていますね。国有農地は。

(小川委員) そういうことか。それを〇〇さんが買うと。

(事務局) そうですね。国の方でここを払い下げるということになって、国の方で手を挙げる人がいたらという形でホームページで公開されていて、〇〇さんが手を挙げるというところで、農業委員会の証明をいただくということですね。

(議長) 〇〇さんがこういうのに手を挙げる資格があるかどうかというのを、ここで・・・

(小川委員) それをここで審議をしようということだね。

(議長) この、今、所有している●●●㎡は、適正に管理されているんですよね？

(事務局) そうですね。はい。弟さんが同じ●●地区に住んでいますので、弟さんに手伝って

もらいながら、という感じで。お仕事の関係でお忙しいのもあるので、一応今回この入札に当たって息子さんに話をして、息子さんもいいよと、何かあったら私も手伝うと了解が取れたから、今回手を挙げることにしたということは、〇〇さんからは聞いております。

(山崎勇委員) 毎日動き回ってますよ。

(事務局) そうですね。

(山崎勇委員) 植木を主でやってるみたいだけど、私も近くで畑をちょこっとやってるから、もうしょっちゅう動いてるよ。

(議長) あ、うちの隣の畑の所も植木をやったりしていましたね。

(山崎勇委員) そうでしょ。でも畑はきれいになっていますよ。

(事務局) 今回はあくまでも入札なので、多分国の方で最低価格を決めているので、そこに達しなければ不調になるでしょうし。

(山崎勇委員) 勉強不足で悪いんだけど、資格じゃないけど、これに適応している、してないという、この判断というのは簡単にはどういう・・・畑が管理できるよということだけなんですか。

(事務局) そうですね。実際3条の許可と同じような基準なので。

(山崎勇委員) その部分だけね。

(事務局) はい。そこですね。

(議長) この、第3条第2項は、何でしたっけ？

(事務局) きちんと耕作できるかですとか、地域との調和要件だったり、年間150日従事していますかという・・・

(議長) に、該当しない、と書いてあるけど。

(事務局) なので、その規定に当てはまらないという証明です。

(野崎委員) 第3条第2項だと、面積の旧の法に基づく、延長のお話じゃないかと思うんですよね。

面積規模が〇〇さんが今、持っているのが●●●㎡。だから五日市地区ですから、3,000㎡に満たないで、旧の規定で問い合わせが来ているような気がするんだけど。それで農業委員会としては耕作ができるかどうかの判断をするという、前の考え方に基づいているような形の・・・

(議長) 該当しない旨だから、ちょっと疑問に思ったんだけど。

(事務局) 農地法第3条第2項の規定に該当する場合、許可することができないとされておりまして、例えば当該農地を取得後、農地のすべてを効率的に利用して耕作することが認められない場合は該当するので、許可することができない、ということになります。

(議長) ああ、そういうことですね。だから、該当しないということですね。要は、適正に管理していけるかということですね。そこを判断する。

(事務局) はい。他には農作業に常時従事することが認められない場合や、周辺地域における農業の営農活動に支障が生ずるおそれがあると認められた場合が該当します。普段、第3条の議案審議でも、この農地法第3条第2項の規定に該当しないという許可基準で、皆さまにご判断いただいております。また、先ほど野崎委員からありました下限面積に関する内容ですが、面積要件がなくなったことから、この規定はなくなっております。

(大福委員) あ、すみません。今回一般競争入札ということなんですけど、先ほどのお話で、

ずっとここは国有地で、何十年という形であったと思うんですけど、今回何で国の方が入札に踏み切ったんでしょうか。

(事務局長) そこはうちもちょっと分からなくて、もしかしたら、誰か買いたいという人がいたりすると、今、農地法の下限面積が撤廃されたので、昔よりいろいろな人が取得し易くなっているので、地元の人とかできちんとやってくれる方がいるのであれば、そういう方にどんどん払い下げていく。

(大福委員) じゃあ今、多分順番でいくつも持っている土地を、順番に払い下げをしていこうかなという・・・

(議長) 順番って言うかね、昔、農地解放があったでしょ。それで、さっきおっしゃった3,000㎡、あるいは5,000㎡で、持っていない小作人は取得できなかったんですよ。かと言って、地主にも国は返さない。それを国がみんな取ったんですよ。それで、うちなんかもそうですけど、旧地主なので買いますかって、何年何月までに回答してくださいって来たんです。多分、そういう順番なんだと思うんですよ。旧地主のところへ行って、いや、私はやっぱり買いませんということになると、こういう風になるんだと思う。一般競争入札で。多分そういう順番で地主の方が買いませんとなったら、順次売っていくんじゃないですかね。

(大福委員) はい。分かりました。

(平野委員) これ、もう一回農業委員会にかかってくるんですか。更に。

(事務局長) いや、これはもう、かからないです。

(議長) 他はよろしいですか。何かあれば。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受46の国有財産の一般競争入札に伴う入札参加資格の審査について、〇〇〇さんは農地法施行規則第95条に該当する旨の意見を提出することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、提出することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会8月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、9月26日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時15分